

下関市建設工事発注一抜け方式実施要綱（試行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、下関市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。以下「工事」という。）において、過大受注による工事品質の低下防止及び市内業者の受注機会の確保・育成を図るために実施する一抜け方式の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、一抜け方式とは、競争入札の執行に当たり、該当する複数の工事の落札決定順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の工事における入札を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。

（適用対象）

第3条 一抜け方式は、次の各号に掲げるすべての要件に該当する複数の案件について、指定することができる。

- （1）発注工種（入札参加者に求める許可を受けた建設業法上の業種）が同じ案件
- （2）工事の規模（設計金額）が同程度の案件
- （3）入札参加要件（地域要件、総合評点等）の区分が同一又は重複する区分の案件
- （4）入札公告日（又は指名通知日）又は開札予定日が同一の案件
- （5）競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件

（留意事項）

第4条 一抜け方式の執行に当たっては、次の各号に留意するものとする。

- （1）一抜け方式を採用する場合は、一般競争入札においては入札公告に、指名競争入札においては指名通知に明示する。
- （2）原則として、適用対象の開札は、設計金額が高い順とし、落札者の決定は、開札順に行う。
- （3）一般競争入札において一抜け方式を実施する場合で、順に落札者を決定した結果、下位の案件で一抜け方式を適用すると落札候補者がいなくなる案件は、一抜け方式を適用しないものとする。

(4) 指名競争入札において一抜け方式を実施する場合の指名業者数は、適用対象の件数を考慮して競争性が確保できると認められる数とし、順に落札者を決定した結果、下位の案件で落札候補者となることができる者が1者となる案件は、中止とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、一抜け方式の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。